

議案第95号

大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定
について

大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初に行われる大田原市農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用する。